

自動体外式除細動器（AED）・訓練人形等貸出要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）及び訓練人形AEDトレーナー（以下「訓練人形等」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、各種行事又は市民が自主的に行う応急救護訓練の開催時にAED又は訓練人形等を貸出し配置することにより、心肺停止者への迅速な救命活動に備えるとともに、広く市民にAEDの機能に対する普及啓発を行い、市民の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出対象は、江田島市内で開催されるスポーツ大会、講演会、コンサート等多くの人が集う各種行事の主催者、訓練人形等の貸出し対象は江田島市内の事業所、学校及び市民のグループ等で実施する応急救護訓練の主催者とする。

（AED・訓練人形の管理場所）

第3条 この要綱により貸出しを行うAED及び訓練人形等は、江田島消防署において管理する。

（貸出要件）

第4条 AED及び訓練人形等の貸出しは、江田島市内に在住する者、江田島市内に勤務する者、又は、江田島市外の者で江田島市において各種行事を行う者が、第2条（貸出対象）の行事等の開催期間に使用することを要件とする。

（貸出期間及び台数）

第5条 AED及び訓練人形等の貸出期間は、貸出しの日から7日以内とし、貸出数は1行事につきAEDが1台、訓練人形1体、AEDトレーナー1台とする。ただし、消防署長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出手続き）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」（様式第1号）、「訓練人形等貸出申請書」（様式第2号）を、貸出希望日の5日前までに消防署長に提出しなければならない。

2 消防署長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの承認又は不承認を決定し、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書」（様式第3号）、「訓練人形等貸出承認・不承認通知書」（様式第4号）により

申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書」又は「訓練人形等貸出承認・不承認通知書」を持参し、第3条の管理場所において貸し付けを受けるものとする。

（経費負担）

第7条 AED及び訓練人形等の貸出料は、無償とする。

- 2 貸出期間中におけるAED及び訓練人形等の運搬、維持管理等に要する経費は使用者が負担するものとする。

（貸出中の管理等）

第8条 使用者は、AED及び訓練人形等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、AED及び訓練人形等を目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、AED及び訓練人形等を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 4 使用者は、AED及び訓練人形等を紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、消防署長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

（貸出しの中止・返還）

第9条 消防署長は、次の各号のいずれか該当するときは、AED及び訓練人形等の貸出しを中止し、返還させることができる。

- （1）前条の規定に違反したと認められるとき。
- （2）その他消防署長が特に必要と認めるとき。

（返却）

第10条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにAED及び訓練人形等を返却し、「自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書」（様式第5号）又は「訓練人形等使用実績報告書」（様式第6号）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。